

接続料の算定等に関する研究会(第63回) 事業者ヒアリング資料

2022年10月19日

一般社団法人テレコムサービス協会
FVNO委員会

（1）省令整備等に係る検討事項

論点1：特定卸電気通信役務の範囲

- 役務の提供義務及び情報の提示義務が課せられる特定卸電気通信役務の範囲に改正電気通信事業法においては、「電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定めるもの以外のもの」と規定しているところ、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない役務をどのように定めるか。

公正競争上の影響が大きいことから、光サービス卸に加えて「ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備を用いた卸役務」の全てを、特定卸役務の対象とすべきと考えます。

電気通信事業の適正な競争関係に及ぼす影響(NTT卸商材)

サービス名	小項目	影響が少なくない (大きい)	影響が少ない (小さい)	備考
光回線		●		
ひかり電話	月額利用料	●		
	通話料	●		
	ひかり電話付加サービス		●	
ひかり電話オフィス	月額利用料	●		
	通話料	●		
	ひかり電話付加サービス		●	
レンタルホームゲートウェイ			●	※ 影響は少ないが、NTT東日本・西日本で月額利用料が異なるため統一していただきたい
無線LANカード			●	※ 影響は少ないが、NTT東日本・西日本で月額利用料が異なるため統一していただきたい
フレッツ・テレビ			●	※ 事業者によってはは活用しているケースもある為 一部は影響が少なくないかもしれません
リモートサポートサービス			●	
24時間出張修理オプション			●	※ 事業者によってはは活用しているケースもある為 一部は影響が少なくないかもしれません

論点2：提示される情報の範囲

- 改正電気通信事業法においては、特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、「金額の算定方法その他特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項」の提示義務を課しているが、特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項をどのように定めるか。

公正競争の観点、及び事業運営に影響が大きいことから、以下の情報を定例的かつ適切な時期に卸先事業者の開示願いたい。

- 卸料金の内訳（接続料相当額、光サービス卸の運営に係るコスト、卸先事業者の支援に係るコスト）
- 卸料金の中長期的な金額水準

論点3：正当な理由の範囲

- 「特定卸電気通信役務の提供」及び「情報の提示」を拒むことができる「正当な理由」をどのように整理するか。
- 「特定卸電気通信役務の情報の提示」を拒むことができる「正当な理由」については、卸元事業者の経営上、明らかな支障を及ぼすと合理的に説明できるものに限定すべきであり、単に経営上の秘密であることのみをもって形式上拒絶することは、正当な理由としては認められるべきではないのではないか。

「接続料の算定等に関する研究会 第49回（2021年11月12日）」におけるNTT東西殿の意見

✓ 一般的な商慣習からしても、取引先に自らのサービス原価の開示が強制されることはあり得ないと考えられること

F V N O委員会意見

第一種指定電気通信設備を用いたサービスの接続料相当額の開示を求めているのであって当然の主張であると考えます。

（2）その他の検討事項

論点1：固定通信分野における卸参入後の協議の在り方について

- 参入後の協議において、どのような進展が見られ、あるいは問題が生じているか。

光コラボ参入後の卸元事業者（NTT東西殿）と光コラボ事業者間の協議については、第48回「接続料の算定等に関する研究会」での議論を踏まえ、2021年11月にF V N O委員会に加盟している事業者へアンケートを実施し、卸協議の現状について以下意見が出された。

- 卸元事業者（NTT東西殿）からの提案が中心で、卸元事業者から提案がなされる場合は、詳細条件が固まった状態であるため、仕様や料金面での協議は難しい。卸料金見直し時も「通知」と認識。
- 定例的な運用等の協議の場はないと認識。
- 要望への対応を依頼したが、卸元事業者から「600社を超える事業者様とそれぞれ対応することは困難」との回答があった。（2021年11月）

これまでの「接続料の算定等に関する研究会」及びF V N O委員会の議論などにより、要望していた「卸先事業者の要望を反映する仕組み」が2022年10月3日から利用開始となり、また紙様式対応のシステム化など、コラボ事業の運営に関する円滑化の進展が図られてきています。

更なる協議の適正化及び、卸料金の透明性の担保のためにも、卸元事業者より以下について詳細な説明が必要と考えます。

- 卸料金と接続料相当額との差額が、卸料金に対してN T T 東日本殿は概ね4割程度、N T T 西日本殿は概ね3割程度と約1割の差があるが、その差分が卸料金に反映されていない理由が不明であること、また接続料相当額と卸料金の連動性について、より詳細な説明を要望したい。

論点3：指定卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況について

● 指定卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展はあったか。

光サービス卸の卸料金については、これまでの「接続料の算定等に関する研究会」及びF V N O委員会の議論などにより、2021年に値下げが行われました。

しかしながら、これまでも意見提起してきたとおり、2015年以降値下げが続く接続料との一定の連動性が確保されるべきものと認識しており、卸料金と卸料金の原価にあたる接続料相当額の乖離が大きくなっていかないよう、今後も継続的に卸料金の値下げが行われる必要があると考えます。

現状、光コラボの卸料金については、接続料の改定が行われたとしても、それに合わせて改定がなされていない状況ですが、接続料の改定のあった際には、卸料金も値下げを検討すべきではないかと考えます。

卸協議の適正性の確保により、継続的に卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化が進むことで、市場競争の促進、利用者利便の向上が図られるものと考えます。

光サービス卸料金とアクセス部分の加入光ファイバ(シェアアクセス(SA)方式)の接続料が連動せず

要望事項:光サービス卸料金と接続料との一定の連動性を確保したい。

円/月

構成員限り

卸料金
ファミリーT
(東西)

SA接続料
(西)

SA接続料
(東)

卸料金
マンションT
(東西)



FY15

FY16

FY17

FY18

FY19

FY20

FY21